

## 令和5年7月28日執行公用車払下げ一般競争入札要領

### 1 競争入札に付する事項

#### 払下げ物品

公用車（いすゞ エルフ） NK-NKR66ED 1台

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 個人・法人・その他団体（人格なき社団、分館等の地域コミュニティ団体を含む）

(2) 次に掲げるものではないこと。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 錦町暴力団排除条例（平成23年9月16日条例第28号）第2項第1号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

ウ 次のいずれかに該当するものでそれぞれに規定する事実があった日から2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 本町の競争入札において、その公正な執行を妨げたもの公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの

(イ) 本町の競争入札における落札者が本町と契約を締結すること、本町との契約者が契約を履行することを妨げたもの

(ウ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり本町の職務の執行を妨げたもの

(エ) 正当な理由なく本町との契約を履行しなかったもの

(オ) (ア) から (エ) までのいずれかに規定する事実があった日から2年を経過しないものを契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したもの

### 3 条約条項を示す場所

錦町役場総務課（熊本県球磨郡錦町大字一武1587番地）

### 4 物品の公開日時、公開場所及び申込先

(1) 公開日時

令和5年7月3日（月）から令和5年7月18日（火）

午前10時00分から午後4時00分まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 公開場所

錦町役場庁舎前 駐車場

(3) 申込先

錦町役場総務課 電話0966-38-1111

参加希望者は、事前に申込先へ連絡すること。

注) 現状有姿での引渡しとなるので、できる限り現物を確認すること。

なお、入札参加者は物品を確認したものとみなす。

4 入札の内容及び方法

- (1) 入札は、条件付一般競争入札で行う。
- (2) 落札は、予定価格以上で最高価格の入札者とする。なお、予定価格（最低入札価格）は200,000円とする。
- (3) 入札回数は1回とする。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上いるときは、くじ引きにより決定する。

5 競争入札参加申し込み

(1) 受付期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月19日（水）まで

受付時間は午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 提出先

錦町役場 総務課（庁舎2階1番窓口）

6 競争入札及び開札の日時並びに会場

(1) 入札日時

令和5年7月28日（金）午前10時00分

(2) 会場

錦町役場2階201会議室

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

8 無効入札に関する事項

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人にした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 連合その他不正の行為があった入札
- (7) 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 二以上の意思表示をした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9 入札者の心得

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、錦町財務規則等の関係規定に従うこと。
- (2) 時間厳守すること。
- (3) 入札会場への入室は1名とする。

## 10 入札書の書き方

提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (1) 入札書には入札金額、住所、氏名（法人の場合は、商号又は名称及び代表者指名、代理人が参加する場合は代理人指名）を記載し、押印すること。
- (2) 金額欄の先頭には、必ず「¥」を付けること。
- (3) 金額の訂正は無効とする。金額を間違えた場合は、入札書提出前に必ず申し出ること。

## 11 入札当日持参する物

- (1) 入札書（訂正用のために2通以上準備すること）
- (2) 委任状（代理人が参加する場合は、委任者受任者が押印した様式を準備すること）
- (3) 印鑑（申込書の印。ただし、代理人の場合は委任状と同じもの）
- (4) 買受金額

## 12 契約の締結及び売買代金の納付方法

- (1) 売買契約の締結  
売買契約は、入札日当日に締結するものとする。
- (2) 売買代金  
売買代金は入札書に記載された金額（落札額）とする。
- (3) 売買代金の納付方法  
入札日当日に、指定された納入通知書により、売買代金の総額を納付するものとする。

## 13 所有権移転及び車両引渡し

- (1) 当該車両の所有権は、売買代金を納入後に落札者に移転する。
- (2) 当該車両の名義変更手続きは落札者が行い、名義変更に必要な費用等は全て落札者の負担とする。名義変更に必要な書類（旧所有者分）については、売買代金納入後に交付する。
- (3) 車両の引渡しは名義変更（売買契約書に記載の氏名であること）が確認できる書類の提出後とする。
- (4) 引渡方法については、本町の保管場所での現状有姿で引渡しとする。引渡しに伴う費用は全額落札者負担とする。
- (5) 引渡し後の不調及び故障についての補償は一切行わない。また、落札者において引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても、売払い代金の減免若しくは損害賠償の請求又は売払い契約の解除はしない。

#### 1.4 落札者が契約を締結しない場合の取扱い

落札者が指定の期日までに契約を締結しない場合、その落札は無効とする。

#### 1.5 落札者が売買代金を完納しない場合の取扱い

落札者が指定の期日までに売買代金を完納しない場合、契約は解除する。

#### 1.6 その他

前各項に定めのない事項については、錦町役場財務規則の定めるところによる。